

◎移動支援事業

一人で外出できない障害者の方が外出する場合、訪問介護員（ホームヘルパー）等が援助を行います。

対 象 者	1回当たりの自己負担金	
○第1種の身体障害者(児)で下肢、又は移動機能で3級以上の方 ○視覚又は聴覚で2級以上の方 ○知的障害者(児)で外出時に支援が必要と認められる方。	30分を超えて1時間以下	400円
	1時間30分を超えて2時間以下	650円
	2時間を超えて2時間30分以下	775円
	3時間を超える場合は、30分までにつき100円を900円に加えた額。	
○第1種の身体障害者(児)で上記以外の方、身体障害者(児)で外出時に支援が必要と認められる方。	30分を超えて1時間以下	200円
	1時間30分を超えて2時間以下	350円
	2時間を超えて2時間30分以下	425円
	3時間を超える場合は、30分までにつき50円を500円に加えた額。	

※利用者負担金は所得により決定されます。